

宮城県緊急雇用創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、緊急雇用創出事業実施要領（平成31年3月29日付け職発0329第36号厚生労働省職業安定局長通知「緊急雇用創出事業の実施について」。以下「実施要領」という。）第1等により東日本大震災により被災した地域に所在する事業所における雇用確保を支援する事業を実施し、東日本大震災からの復興を図るため、県（財務規則（昭和39年3月30日宮城県規則第7号）第2条第1号及び第2号に規定する本庁及び地方公所を除く。）、市町村、広域連合及び一部事務組合（以下「県・市町村等」という。）が行う実施要領第3等に規定する要件を満たす事業に要する経費について、当該県・市町村等に対し、予算の範囲内において宮城県緊急雇用創出事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる経費は実施要領第5、第6及び第7に該当する事業に要する経費とし、補助率は10/10とする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別紙2）
- (2) 予算議決書の写し
- (3) その他必要と認める書類

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の20%以上の変更を行う場合（ただし、債務負担行為を設定する場合は、別記様式1号に記載の補助金総額又は当該補助金額のどちらか一方の経費について20%以上の変更を行う場合）においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 交付決定された補助事業の事業名等については、ホームページ等により公表するとともに知事の指示により事業に関する情報提供等を行うこと。

(状況報告)

第5 知事は、規則第10条の規定により必要の都度、実績報告一覧表（別紙3）等により、執行状況の報告を求めることができる。

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとする。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告一覧表（別紙3）
- (2) 収支精算書（別紙4）
- (3) 委託業務検査復命書の写し（委託実施事業のみ）
- (4) その他必要と認める書類

（補助金の交付方法）

第7 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付できるものとし、その請求書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

（書類の提出部数）

第8 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、各1部とする。

（その他）

第9 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年3月18日から施行し、平成20年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月7日から施行し、平成21年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行前に改正前の宮城県緊急雇用創出事業補助金交付要綱による補助金の交付決定があった補助事業に関しては、同要綱は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月23日から施行し、平成21年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行前に改正前の宮城県緊急雇用創出事業補助金交付要綱による補助金の交付決定があった補助事業に関しては、同要綱は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年3月17日から施行し、平成21年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行前に改正前の宮城県緊急雇用創出事業補助金交付要綱による補助金の交付決定があった補助事業に関しては、同要綱は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。

有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度予算に係る補助金に適用することとし、施行後に実施要領の改正等があった場合は改正等後の実施要領を適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行前に改正前の宮城県緊急雇用創出事業補助金交付要綱による補助金の交付決定があった補助事業に関しては、同要綱は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年7月1日から施行し、施行前を含む平成23年度予算に係る補助金に適用することとし、施行後に実施要領の改正等があった場合は改正等後の実施要領を適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行前に改正前の宮城県緊急雇用創出事業補助金交付要綱による補助金の交付決定があった補助事業に関しては、同要綱は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年3月16日から施行し、平成23年度予算に係る補助金に適用することとし、施行後に実施要領の改正等があった場合は改正等後の実施要領を適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行前に改正前の宮城県緊急雇用創出事業補助金交付要綱による補助金の交付決定があった補助事業に関しては、同要綱は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年3月21日から施行し、平成23年度予算に係る補助金に適用することとし、施行後に実施要領の改正等があった場合は改正等後の実施要領を適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行前に改正前の宮城県緊急雇用創出事業補助金交付要綱による補助金の交付決定があった補助事業に関しては、同要綱は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度予算に係る補助金に適用することとし、施行後に実施要領の改正等があった場合は改正等後の実施要領を適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行前に改正前の宮城県緊急雇用創出事業補助金交付要綱による補助金の交付決定があった補助事業に関しては、同要綱は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度予算に係る補助金に適用することとし、施行後に実施要領の改正等があった場合は改正等後の実施要領を適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行前に改正前の宮城県緊急雇用創出事業補助金交付要綱による補助金の交付決定があった補助事業に関しては、同要綱は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月7日から施行し、施行前を含む平成27年度予算に係る補助金に適用することとし、施行後に実施要領の改正等があった場合は改正等後の実施要領を適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行前に改正前の宮城県緊急雇用創出事業等補助金交付要綱による補助金の交付決定があった補助事業に関しては、同要綱は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用することとし、施行後に実施要領の改正等があった場合は改正等後の実施要領を適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行前に改正前の宮城県緊急雇用創出事業等補助金交付要綱による補助金の交付決定があった補助事業に関しては、同要綱は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用することとし、施行後に実施要領の改正等があった場合は改正等後の実施要領を適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行前に改正前の宮城県緊急雇用創出事業等補助金交付要綱による補助金の交付決定があった補助事業に関しては、同要綱は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用することとし、施行後に実施要領の改正等があった場合は改正等後の実施要領を適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行前に改正前の宮城県緊急雇用創出事業等補助金交付要綱による補助金の交付決定があった補助事業に関しては、同要綱は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助金に適用することとし、施行後に実施要領の改正等があった場合は改正等後の実施要領を適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行前に改正前の宮城県緊急雇用創出事業等補助金交付要綱による補助金の交付決定があった補助事業に関しては、同要綱は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。